

あなたも使いませんか？

市制施行20周年記念

ロゴマーク & キャッチフレーズ

無料

ロゴマーク



キャッチフレーズ

わくわく!ドキドキ!
はたちです やとみ

使用
基準

市および市制施行 20 周年の啓発を図ることを
目的として使用すること
※営利目的の場合は承認申請必要

使用
期間

4月1日(水)～
令和9年3月31日(水)

ロゴマークのデータや使用基準の詳細および順守事項はこちら ▶ 市ホームページ [1006950](#)

市制施行20周年

一緒に 盛り上げ ませんか？

市民などによる
冠事業募集!



使用
できる
冠称など

- ・「弥富市制施行 20 周年」
- ・「弥富市制施行 20 周年記念」
- ・「弥富市制施行 20 周年記念事業」
- ・キャッチフレーズ
- ・ロゴマーク

要件

- ①弥富市制施行 20 周年のPRにつながる事
- ②令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間に実施
- ③ア 市や市教育委員会が主催や共催、後援する事業
イ 市内に活動拠点を有する個人や団体、企業が行う事業
ウ 官公庁やこれに準ずる団体が行う事業

手続

事前に承認申請、事後に
事業報告が必要です。
詳細は市ホームページ
[1006696](#) を必ずご確認ください。

支援

- ①市ホームページなどでの事業紹介
- ②記念のぼり旗の貸出

たくさんのご応募を お待ちしております!

問い合わせ

市役所企画政策課
(内線 454)

二十歳のつどい

二十歳の門出を祝う

1月11日(日)、総合社会教育センターで「二十歳のつどい」を開催しました。華やかな振袖やスーツ姿が会場を彩り、笑顔溢れる一日となりました。また、旧友との再会を喜び、思い出話に花を咲かせていました。



「二十歳のつどい」では、参加者が自ら司会を務めた堂々とした進行が印象的でした。

代表者による謝辞では、未来への希望と感謝の想いが語られ、会場全体が温かい雰囲気になりました。

また、記念品の贈呈や交通安全宣言なども行われ、二十歳の節目を祝う特別なひとときとなりました。

✓ 20歳の ToDoリスト!



人生の節目となるこの特別な日に集まった20歳の皆さん。

20歳になった今、やってみたいことについて、たくさんの素敵な声を聞かせてくれました。



物価高に立ち向かう3つの支援、はじめます!

物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯へ、物価高対応子育て応援手当の支給を行います。
また、エネルギー・食料品価格などの物価高による生活者の負担増に対応するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した経済対策を、迅速かつ的確に実施します。

01 児童手当支給対象の児童1人当たり2万円を支給

物価高対応子育て応援手当

対象者

- ①令和7年9月分(10月支給分)の児童手当の支給対象児童
※令和7年9月に出生した児童については10月分
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

手続

対象者① 原則不要です。
対象者② 申請が必要です。(2月上旬に弥富市から案内が届いた方は申請不要)
※公務員の方は、いずれの場合も申請が必要です。



問 市役所児童課
(内線 155)

02 上水道の基本料金を2カ月間免除

上水道基本料金免除

対象者

海部南部水道企業団と給水契約を結び、
市内で給水されている世帯や事業者(官公庁を除く)

対象期間

令和8年2月利用分～令和8年3月利用分

手続

不要です。



問 海部南部水道企業団
総務課
☎32-3111
市役所環境課
(内線 234)

03 (対象となる)市民1人当たり5千円を世帯主に給付

弥富市みんなの暮らし応援給付金

対象者

- 次の①と②の両方に当てはまる方
- ①基準日(令和7年12月1日)において
弥富市の住民基本台帳に記録されている方
 - ②平成19年4月1日以前に出生した方

その他

3月上旬ごろに弥富市から「弥富市みんなの暮らし応援給付金」に関する封筒を順次お届けします。

マイナンバーカードに公金受取口座を登録している方には、
口座情報が記載された「お知らせ」が
それ以外の方には、「お知らせ」と「支給確認書」が同封されています。



問 市役所企画政策課
(内線 452～454)



▲封筒イメージ図

「弥富市みんなのくらし応援給付金」の手続方法

口座情報が記載された「お知らせ」が届いた方

最速給付 申請は不要です！ 記載された口座へ振り込まれます。

振込口座を変更される方

「お知らせ」に記載のある期日までに変更の申請が必要です。
変更を希望される方は、オンライン申請を行うか、下記のコールセンターまでお申し出ください。



「お知らせ」と「支給確認書」が届いた方

給付金を受け取るには、**6月30日(火)**までに申請が必要です！

簡単便利 オンライン申請

- 自宅や職場からいつでも！どこでも！
- スマホ・タブレットで簡単・便利に！
- 給付も早い！（郵送・来庁と比較）

STEP1

「お知らせ」に記載のある二次元コードをスマホなどで読み取り、オンライン申請画面を開きます。

STEP2

入力画面に「あなたのID」「パスワード」「メールアドレス」を入力し、送信します。

STEP3

メールが届きますので、メール本文に記載のある URL を開いてください。

STEP4

振込口座の申請に必要な情報を入力・添付し、送信します。（運転免許証や通帳などを撮影すると、入力情報を一部省略できます。）

ぜひ、オンライン申請をご活用ください！

来庁不要 郵送申請

または

「支給確認書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。



＼ ご不明な点がある方 /

弥富市みんなのくらし応援給付金 コールセンター

(令和8年7月31日まで)

(0120)560-680

(フリーダイヤル)

8:30 ~ 20:00

(土・日曜日、祝日も利用可能)



書面や電話などのご案内では難しい方

申請支援対応ブース

市役所1階の市民プラザ(正面出入口から入って左手)にあるオンライン窓口端末で、遠隔のオペレーターが申請手続を全面サポートします。



申請に必要なもの

- ・本人確認書類
- ・口座確認書類
- ・「弥富市みんなのくらし応援給付金」に関する封筒と同封書類
- ・スマートフォン(メールアドレス)



市役所などの窓口・電話

4月1日(水)から 午前9時～午後4時

対象施設

市役所・保健センター・十四山支所・のびのび園・子育て支援センター

市役所庁舎の出入口の利用時間が変わります

出入口の利用時間も原則、午前9時から午後4時までになります

引き続き、戸籍の届出については開庁時間外であっても、休日・夜間出入口で当直者が受領します。

1階 正面出入口



1階 まちなか交流館側
(南出入口)



1階 立体駐車場側
(西出入口)



1階 休日・夜間出入口
(正面出入口北側)



2階 まちなか交流館側



2階 立体駐車場側



市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎市役所企画政策課(内線 453)

受付時間が変わります



新たなサービスを展開します

4月から時間外窓口を開設します

利用方法 利用日の前営業日の午後4時までに市民課へ予約

対象手続

- ・住民票の写しの交付(広域除く)
- ・戸籍謄本などの交付(広域除く)
- ・印鑑登録手続き
- ・印鑑登録証明書の交付
- ・マイナンバーカードの受取



平日時間外		休日	
第2・4火曜日	午後4時～7時	第2土曜日	午前9時～正午

問 市役所市民課(内線 141)

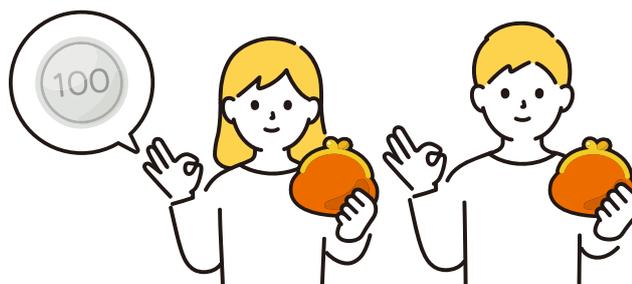
コンビニ交付が便利です

1 各種証明書が取得できます

取得できる証明書
住民票の写し
印鑑登録証明書
納税証明書(市県民税のみ) NEW
所得証明書 NEW
課税証明書 NEW

2 手数料が100円になります

(4月1日～令和9年3月31日の1年間限定)



利用時間 午前6時30分～午後11時(メンテナンス日を除く)

利用にはマイナンバーカードが必要です。

4月から鍋田郵便局のキオスク端末が使えます

3月31日をもって鍋田支所を廃止し、その業務を十四山支所に統合します。4月1日から鍋田郵便局に設置した証明書交付端末機(キオスク端末)で、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアと同様に各種証明書が取得できるようになります。



鍋田郵便局 平日の午前9時～午後5時 **取得できる証明書は上記のコンビニ交付と同じです**

問 十四山支所



愛知大学
AICHI UNIVERSITY

×
弥富市
Yatomi City



“えん”でまなぶ、 “おうち”でそなえる



弥富市は木曽川をはじめとした多くの河川が存在し、伊勢湾台風などの数々の災害を乗り越えてきました。

近年防災意識が高まっている中、今回特に配慮が必要になる子どもを持つ家庭に着目し、子育て世代の防災意識向上の必要性を感じました。

そこで、日常的に子どもたちを預かり、地域住民から身近な公共施設である保育所の防災教育を学ぶことで、子育て家庭への災害対策の参考になると考え、取材を行いました。

密着 西部保育所防災訓練

1. 地震発生(9時45分)



保育士の指示のもと、子どもたちは机の下に隠れるなど、安全姿勢をとりました。

2. 園庭へ避難(10時15分)



点呼で全園児・職員の避難完了を確認しました。

3. 津波発生(10時30分)



屋外階段を使い、園庭から屋上へ避難しました。



4. 屋上へ避難完了(10時50分)

避難後、ライフジャケットを着用し、無事訓練が完了しました。訓練の後、先生から園児へ「自分の命を守ること」「先生のお話をよく聞くこと」など、命の大切さについて伝えました。

保育所防災対策 Q&A

Q1. 備蓄はどれくらい？

A. 備蓄は、園児用だけでなく地域の人用を含む保存食や水があります。また、持ち出し品の中には、子どもも簡単に座れる簡易トイレを備えています。



Q2. 子どもへ分かりやすく伝えるには？

A. 子どもには、年齢に合わせ、分かりやすい言葉で伝えるだけでなく、シェイクアウトの練習をするなど、体を動かす体験も大切にしています。



Q3. 職員として心掛けていることは？

A. 訓練後、検証会を経て、改善点を次回の訓練に生かすようにしています。園長は、園の責任者として、職員のことも守らなければならないため、訓練で保育士が判断に迷うこと、不安なことがあれば、言葉にして発し、園長や周りの人に知らせるよう伝えていきます。

私たちは愛知大学の学生です!

3月号の特集記事を愛知大学生が担当させていただきます。
[子育て世代へお伝えしたい災害対策]を紹介させていただきます。
ぜひご一読ください。



防災コーディネーター

東嶋先生にインタビュー!



Q1. 訓練時に特に気を付けていることはありますか?

A. 訓練時は、園児へ次の5つを特に伝えています。

- その場に留まる
- 大人の声を聞いて返事をする
- 耳でしっかり指示を聞く
- 避難時に周りや大人の姿を見る
- けがなど困ったことはすぐに伝える

Q2. 小さな子どもがいる家庭ならではの家庭でできる防災対策はありますか?

A. 小さな子どもがいる家庭では特に、「時間」・「荷物」・「人手」が必要です。

- ①「時間」：事前にハザードマップを確認し、情報収集を行いましょう、子どもと一緒に避難は、大人だけの場合よりも時間がかかります。そのため、時間を意識した行動が大切です。
- ②「荷物」：おんぶひもやだっこひもの他、子どもが安心できるおもちゃやお菓子が避難時に大きな助けになります。
- ③「人手」：避難のサポートをしてくれる近所の方(大人)などの援助者を指します。子どもがいる家庭では、抱っこや付き添いが必要になるため、災害時は人手が重要です。いざというときに協力し合える体制づくりが備えになります。

これらを事前に備えておくことは
災害時に大切な命を守る力になります!



終わりに ~取材を通して~

今回、取材させていただき、保育所での防災教育・子育て世代に向けた対策についてお話を伺いました。その中で、子どもの不安を和らげるには日頃の備えが大切だと改めて感じました。

ご家庭でも、子どもが非常時に落ち着いて行動できるよう、子ども用の防災バッグなどの準備が大切です。

また、子どもたちは日々、保育所で「自分の身を守る力」を学んでいます。保育所で学んだことをお家で一緒にお話ししたり、確認することも大切です。

いざというときに安心して行動できるよう、物の準備と合わせて心の準備も進めていきましょう。



令和8年度分の 福祉タクシー料金助成利用券および 給食サービス利用券の交付を 3月26日(木)から開始します

福祉タクシー料金の助成

高齢者

●対象者

市内に住所を有する在宅の方で、次の①または②に該当し、かつ③～⑤に該当する方

- ①介護保険法の要介護認定もしくは要支援認定を受けた方
または基本チェックリストによる事業対象者
- ②75歳以上の運転免許返納者 ③介護保険施設などに入所していない方
- ④自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ⑤心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

●利用券の交付枚数 年間36枚

●助成金の額 1回の乗車につき2枚まで

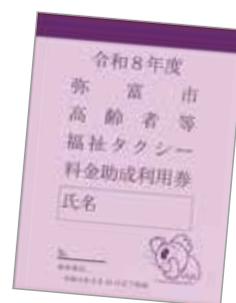
- ・1枚目：基本料金および迎車回送料金に相当する額
- ・2枚目：基本料金相当分まで

●使用可能期間 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

●申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・運転経歴証明書または取消通知書(令和6年4月1日以降に交付されたもの)
※②の対象の方に限ります。
- ・障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

☎ 市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所 ☎52-2111



障がい者

●対象者

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方
(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)

- ①身体障がい者手帳1級～3級の方 ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方

●利用券の交付枚数 年間48枚

●助成金の額など



区分		利用可能枚数	助成額	
一般タクシー		1回の乗車につき 2枚まで	1枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料金 2枚目：基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで	
リフト付き タクシーなど	車椅子	1回の乗車につき 1枚	1,500円	ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、 実際に要した額
	ストレッチャー		2,000円	

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成は、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

●使用可能期間 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

●申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

☎ 市役所福祉課(内線 162・163)、十四山支所 ☎52-2111

給食サービス

総合福祉センター



●対象者

市内に住所を有する高齢者(おおむね 65 歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

●実施内容

次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日から土曜日(週 7 回、1 日 1 食まで)の昼食または夕食のいずれか選択し、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき 420 円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方は、申請不要です。

②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室で飲食をするときの利用券

1 カ月当たり 800 円分(200 円 × 4 枚)の利用券を交付します。その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1 回に使用できる枚数は 1 枚(200 円)ですので、差額分については各自負担してください。

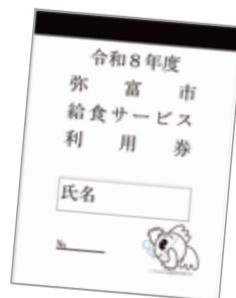
●使用可能期間 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)

●申請に必要なもの

- ・年齢確認ができるもの
- ・障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

●その他

総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室で利用券を使用される方は、本人確認のため総合福祉センター・十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳などを提示してください。



☎市役所介護高齢課(内線 174・175)、十四山支所(利用券のみ交付) ☎52-2111

笑って学ぶ 協働のまちづくり

- 無料
- 定員 200 人
- 12 歳以上

地域づくり講演会

4月11日(土)

午後 2 時 30 分～3 時 30 分 開場 2 時 15 分(予定)
※開場は区長・区長補助委員会の終了後です。

ところ

総合福祉センター多目的ホール

申し込み方法

メール・電話・FAX・窓口

申込期限

4 月 10 日(金)

講

師

ほほえみてい た
微笑亭さん太 氏

プロフィール

プロの落語家に落語台本を提供する作家活動のかたわら、自らも年間 250 回に及ぶ高座に上がっている。近年は、「成年後見制度落語」「男女共同参画落語」などの創作落語を作って演じ、啓発に一役買っている。



☎市役所市民協働課(内線 432～434) ✉kyodo@city.yatomi.lg.jp 主催：弥富市

民生委員・児童委員のご紹介



民生委員・児童委員とは…

「民生委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として位置づけられています。委員はボランティアとして活動し、任期は3年です。(※任期満了後の再任可。)

また、民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねています。加えて、児童委員の中から、主に子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」が指名されます。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、みんなが支え合い、助け合っていく必要があります。「地域の身近な相談役」、「地域と行政機関とのパイプ役」として地域の助け合いの最前線で頑張っているのが、民生委員・児童委員の方々です。

「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」には、相談内容についての秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心してご相談ください。

私たちのまちの民生委員・児童委員

3年に一度の民生委員・児童委員一斉改選が行われ、令和7年12月1日付けで新任の方10人を含む、70人の委員が新たに委嘱されましたので、ご紹介します。

(任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日)

(敬称略)

学区等	担当地区	氏名	学区等	担当地区	氏名
白鳥	楽平, 又八	早川 明夫	日の出	平島 川南西・東, 大井桁(用水南東)	加藤 久美
	佐古木(近鉄線北県道東)	山中 倫子		平島 大井桁(用水北西), 小井桁1・2区	木全 富基子
	佐古木(国道1号線南)	中山 永子		平島 五反割1・2区	田島 ゆかり
	佐古木(国道1号線北県道西)	大沢 玉江		平島 西堤, 保六, 新田	武林 慶樹
	白鳥台	隅田 良江		平島 大脇, 中屋敷	高木 哲夫
	前ヶ平	三浦 久美		平島 東新町1・5区西新町(平島街道南)	柴田 早苗
	楽荘団地	佐藤 明美		平島 東新町4区1・2, 車新田	栗田 法子
	東中地, 西中地, 鎌倉	鈴木 満也		平島 西新町(平島街道北), 東新町2・3区	堀田 ゆみ子
	ポプラ台	藤田 千恵子		8人	
弥生	荷之上東・西	服部 孝子	大藤	森津, 芝井	伊藤 久幸
	かおるヶ丘	調整中		鎌島, 大藤団地, 鎌島団地, 中川団地	梶原 美鈴
	五之三本田・新田	佐藤 昭恵		松名, 寛延, 間崎	富田 景子
	五之三川平南	山守 敏		稲元, 稲吉, 加稲, 富島, 栄南	佐藤 智代美
	五之三川平北・西	伊藤 重行	栄南	狐地, 稲狐, 三稲	佐藤 保盛
	海老江(尾西線3号踏切南)	宇佐美 松憲		稻荷, 操出	伊藤 正光
	海老江(尾西線3号踏切北), 上之割	伊藤 直樹		西末広, 東末広, 大谷	前橋 妙子
	中之割(西部1号下水路北)	小林 福子		三好, 稻荷崎, 境, 中原	川上 真理子
	中之割(西部1号下水路南)	青木 さつき		鍋田1・2, 楠	今村 克司
	下之割北, 東弥生台	服部 真典		6人	駒野
	下之割南	服部 篤子	十四山	神戸, 子宝(孫橋南)	藤松 輝己
	下之割東	上田 庸子		浮場, 鳥ヶ地	加藤 照美
	五明1, 錦浦	伊藤 幸代		子宝(孫橋北), 西蜷	萩原 千世美
	五明2	伊藤 康子		東蜷, 四郎兵衛, 亀ヶ地	田畑 浩
	中六3・4・5(日毛気開線南)	関戸 法子		東竹田, 下押萩	佐藤 和男
中六4・5(日毛気開線北)	山森 真美	西竹田, 上押萩		後藤 里美	
桜	中六1(近鉄線南)・7	田安 真美		堤蛇ヶ江, 大山	加藤 拓己
	中六6, 前新田1(国道1号線北)	谷 啓子		五斗山一丁目, 鍋平, 三百島	北岡 芳文
	前新田1(国道1号線南)・2	佐藤 良子		五斗山二～四丁目, 坂中地	前野 幸代
	中六1(近鉄線北)・2	樋上 美保		10人	鮫ヶ地, 馬ヶ地
	小島, 弥生台	徳丸 厚子	主任児童委員	弥生学区	飯田 高穂
	前ヶ須1・2・3	山田 由紀夫		白鳥学区	三浦 美紀
	前ヶ須5・6	大崎 真理		日の出学区	野村 明彦
	前ヶ須7・8	佐藤 正信		桜学区	田村 結美
	前ヶ須9・11	調整中		大藤, 栄南学区	片桐 美穂
	前ヶ須10・12	久保 千恵		十四山東部学区	江上 和利
	前ヶ須13・14・15	熱田 光代		7人	十四山西部学区
11人	中山, 川原欠, 大藤	森 忠男			

(注)お名前に (下線)表示のある方は、新任委員を示します。

問 民生委員に関すること：市役所福祉課(内線164・165) 児童委員、主任児童委員に関すること：市役所児童課(内線152・154)

蟹江警察署からのお知らせ

自転車の一定の違反行為に
交通反則通告制度が導入

～道路交通法改正～

交通反則
通告制度

令和 8 年 4 月 1 日から

が適用!!

スマホ等のながら運転



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

信号無視



(※点滅信号は 5,000円)
反則金 6,000円

右側通行(通行区分違反)



反則金 6,000円

指定場所一時不停止



反則金 5,000円

無灯火運転



反則金 5,000円

傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転



(公安委員会遵守事項違反) 反則金 5,000円

並進



反則金 3,000円

市内犯罪発生状況(令和7年11月)暫定値

校区	弥生	桜	日の出	栄南	大藤	白鳥	十四山東部	十四山西部
侵入盗	2	1	0	0	0	2	1	0
特殊詐欺	1	1	0	0	0	0	0	0
SNS型投資詐欺	0	0	1	0	0	0	0	0
自動車盗	0	0	0	5	0	0	0	0
車上ねらい	0	0	0	1	0	0	0	0
部品ねらい	0	0	0	1	0	0	0	0
自転車盗	2	0	0	0	0	1	0	1
オートバイ盗	0	1	0	0	0	0	1	0
自販機ねらい	0	0	0	0	4	1	0	0

※SNS型ロマンス詐欺、ひったくり、強盗は0件でした。

守りましょう!

自転車安全利用 五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



※保護者は、自身がヘルメット着用を努めるとともに、幼児を幼児用座席に乗せるときや、児童、幼児が自転車を運転するとき、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

問 市役所市民協働課(内線 432) 愛知県蟹江警察署 交通課 ☎95-0110